

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)</p> <p>第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。</p> <p>第二十二条 内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び</p>	<p>(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧)</p> <p>第二十一条 法第二十五条第一項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める財務局又は福岡財務支局（以下この条において「財務局等」という。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十二条 内国会社及び内国親会社等で法第二十五条第一項各号に掲げる書類を提出したものは、同条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める会社の本店又は主たる事務所及び</p>

主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一・二（略）

2・3（略）

4 第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、第一項各号に掲げる書類の提出者は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。

第二十三条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、法第二十五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、当該所有者の住所のうち、市町村までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。

主要な支店（次項に規定する主要な支店をいい、第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてそれぞれの営業時間又は業務時間中これらの書類の写しを公衆の縦覧に供するものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（新設）

第二十三条 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、法第二十五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中法第二十五条第一項各号に掲げる書類の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

（新設）

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a ~ f (略) g <u>届出の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る株券の処分は当該株券の発行として記載すること。</u> (2) ~ (87) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a ~ f (略) (新設) (2) ~ (87) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 第三者割当等の概況 a (略) b 取得者の概況 (a) aの取得者について記載すること。なお、取得者(新株予約権証券(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項が定められているものに限る。)を取得した者に限り、特別利害関係者等を除く。)が提出者又はその被支配会社等(定義府令第6条第3項に規定する「被支配会社等」をいう。)の使用人であつて、当該取得者が取得した当該新株予約証券の目的である株式の総数が1,000株以下である場合には、当該取得者の人数及び当該取得者の割当株数の総数を欄外に記載することができる。この場合には、(b)から(d)までによる記載を要しない。 (b)～(d) (略) c (略) (14) (略)</p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 第三者割当等の概況 a (略) b 取得者の概況 (a) aの取得者について記載すること。 (b)～(d) (略) c (略) (14) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略)</p> <p><u>g 届出の対象とした募集が定義府令第9条第1号に定める株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る株券の処分は当該株券の発行として記載すること。</u></p> <p>(2)～(59) (略)</p>	<p>第二号の五様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a～f (略) (新設)</p> <p>(2)～(59) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>当四半期連結会計期間の末日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>当四半期連結会計期間の末日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(12) ~ (38) (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(9-2) 事業等のリスク</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>四半期報告書提出日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>四半期報告書提出日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(12) ~ (38) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(11) (略) (11-2) 事業等のリスク a・b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>当中間連結会計期間の末日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。 (12)・(13) (略) (13-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a・b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>当中間連結会計期間の末日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。 (14)～(46) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(11) (略) (11-2) 事業等のリスク a・b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>半期報告書提出日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。 (12)・(13) (略) (13-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a・b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は<u>半期報告書提出日現在</u>において判断したものである旨を記載すること。 (14)～(46) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～h (略) i <u>届出の対象とした募集が定義府令第9条第5号に定める有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘に該当する場合には、当該勧誘に係る有価証券の処分は当該有価証券の発行として記載すること。</u> (2) ～ (69) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a～h (略) (新設) (2) ～ (69) (略)</p>